



島根県報

平成31年3月12日（火）

第3,090号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (審 査 指 導 課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出 (高 齢 者 福 祉 課) 2

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障 が い 福 祉 課) 4

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (") 4

障害福祉サービス事業者の指定

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定 (") 4

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 5

指定施業要件の変更予定保安林（2件） (") 5

漁業災害補償法の規定による同意 (水 産 課) 7

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (中 小 企 業 課) 7

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域の一部改正 (都 市 計 画 課) 8

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正 (建 築 住 宅 課) 8

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正 (") 9

【公 告】

平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建 築 住 宅 課) 10

【選管告示】

島根県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日 12

島根県知事選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数 13

公布された条例等のあらまし

◇島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第10号）

1 規則の概要

- (1) 使用料等を納付しようとする者の居住地にかかわらず、証紙の購入が困難であることその他特別の理由により申請書等に納付額に相当する現金又は有価証券を添えて提出があった場合には、これを受理する本庁等又は地方機関に証紙の貼付けの委託があったものとみなすこととした。（第4条関係）
- (2) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、証紙取扱手数料率を3.3パーセントに引き上げることとした。（第17条・様式第10号関係）

2 施行期日

1の(1)については平成31年4月1日から、1の(2)については同年10月1日から施行することとした。

規 則

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第10号

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「県外に居住し、かつ、」を削る。

第17条第1項中「100分の3.24」を「100分の3.3」に改める。

様式第10号中「0.0324」を「0.033」に改める。

附 則

この規則中第4条第2項の改正規定は平成31年4月1日から、第17条第1項及び様式第10号の改正規定は同年10月1日から施行する。

告 示

島根県告示第154号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業又は当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

平成31年 3 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 やすぎ福祉会	通所介護	しらさぎ苑デイサービスセンター	安来市古川町829-1	平成30年 3 月31日
社会福祉法人 やすぎ福祉会	通所介護	ソレイユデイサービスセンターあらしま	安来市荒島町1734番地	平成30年 3 月31日
有限会社 メイコーセンター	福祉用具貸与	有限会社 メイコーセンター 岩多屋福祉事業部	出雲市長浜町659-21	平成30年 4 月30日

		出雲営業所		
有限会社 メイコーセ ンター	特定福祉用具販売	有限会社 メイコーセ ンター 岩多屋福祉事業部 出雲営業所	出雲市長浜町659-21	平成30年4月30日
有限会社 メイコーセ ンター	介護予防福祉用具 貸与	有限会社 メイコーセ ンター 岩多屋福祉事業部 出雲営業所	出雲市長浜町659-21	平成30年4月30日
有限会社 メイコーセ ンター	特定介護予防福祉 販売	有限会社 メイコーセ ンター 岩多屋福祉事業部 出雲営業所	出雲市長浜町659-21	平成30年4月30日
有限会社 メイコーセ ンター	福祉用具貸与	岩多屋福祉事業部	浜田市下府町388番27	平成30年4月30日
有限会社 メイコーセ ンター	特定福祉用具販売	岩多屋福祉事業部	浜田市下府町388番27	平成30年4月30日
有限会社 メイコーセ ンター	介護予防福祉用具 貸与	岩多屋福祉事業部	浜田市下府町388番27	平成30年4月30日
有限会社 メイコーセ ンター	特定介護予防福祉 販売	岩多屋福祉事業部	浜田市下府町388番27	平成30年4月30日
社会福祉法人 あおぞ ら福祉会	訪問介護	訪問介護事業所 あおぞ ら	雲南市大東町下阿用489番 地	平成30年5月4日
株式会社 SNK	福祉用具貸与	介護ショップ ハッピー ライフ	出雲市渡橋町1031-1	平成30年6月14日
株式会社 SNK	特定福祉用具販売	介護ショップ ハッピー ライフ	出雲市渡橋町1031-1	平成30年6月14日
株式会社 SNK	介護予防福祉用具 貸与	介護ショップ ハッピー ライフ	出雲市渡橋町1031-1	平成30年6月14日
株式会社 SNK	特定介護予防福祉 販売	介護ショップ ハッピー ライフ	出雲市渡橋町1031-1	平成30年6月14日
株式会社 NAGAS E	通所介護	デイサービス 「すみよ し」	益田市本町3番19号	平成30年7月31日
益田市訪問看護・介護 ステーション 株式会 社さくらんぼ	訪問看護	益田訪問看護・介護ステ ーション さくらんぼ	益田市駅前町3-19	平成30年8月5日
益田市訪問看護・介護 ステーション 株式会 社さくらんぼ	介護予防訪問看護	益田訪問看護・介護ステ ーション さくらんぼ	益田市駅前町3-19	平成30年8月5日
社会福祉法人財団恩賜 財団済生会支部島根県 済生会	訪問リハビリテー ション	島根県済生会介護老人保 健施設高砂ケアセンター	江津市江津町1110-15	平成30年9月1日
社会福祉法人財団恩賜 財団済生会支部島根県 済生会	介護予防訪問リハ ビリテーション	島根県済生会介護老人保 健施設高砂ケアセンター	江津市江津町1110-15	平成30年9月1日

株式会社 あい來	訪問介護	訪問介護ステーション むつみ	出雲市中野町862	平成30年 9 月 10 日
株式会社 あい來	通所介護	デイサービス むつみ	出雲市中野町862	平成30年 9 月 10 日
社会福祉法人 いわみ 福祉会	訪問介護	岡見ヘルパーステーショ ン	浜田市三隅町岡見700番地	平成30年 9 月 30 日
社会福祉法人 石見さ くら会	訪問介護	石見さくら会訪問介護事 業所	邑智郡邑南町矢上347番地	平成30年 9 月 30 日
有限会社 あおぞら	訪問介護	有限会社 あおぞら	浜田市紺屋町84-7	平成30年12月29日

島根県告示第155号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成31年 3 月 12 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
中川 史生	脳神経外科	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	浜田市浅井町777番地12	平成31年 2 月 28 日
三代 剛	消化器内科	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	浜田市浅井町777番地12	平成31年 2 月 28 日

島根県告示第156号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成31年 3 月 12 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人はびねす 福祉会	同行援護	益田市障害者福祉セン ターあゆみの里	益田市横田町2087番地 1	平成31年 3 月 1 日

島根県告示第157号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

平成31年 3 月 12 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
今太コミュニティサービス 株式会社	児童デイサービス・ココ ステージ安来	安来市安来町2093番地 6	平成31年 3 月 1 日

| 合同会社笑FULL

| みやちゃん家

| 浜田市日脚町1028番地 2

| 平成31年 3 月 1 日

島根県告示第158号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年 3 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町市山870-1、872-1、882-1、882-2、883-1、883-6、883-24、883-26、885、885-1、907、912-1、912-6、912-7、941-1、941-4、941-5、965、973

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第159号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年 3 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第160号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町雪田68-1、261-2、1169-2、1170-2、1271-1、1272-1、1281、1333-1、1375-8、1381-1、1386-3、1418-2、1529-7、1530-7、1544-2、1550-2、1607-1から1607-3まで、1607-5、1610、1619、1937-2、1981-2、1982-2、1996-1、1996-3、2023-1、2023-3から2023-6まで、2024-1から2024-5まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

邑南町雪田1375-8、1418-2、1937-2、2024-4、1333-1・1386-3・1607-3・1610・1619・1981-2・1982-2・1996-1・2023-1（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町雪田2406-2、2406-3、2196-1、2197-2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第161号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成31年 3 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 加入区の名称

美保関

2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄18に掲げる漁業の区分

島根県告示第162号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成31年 3 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン出雲天神店 島根県出雲市天神町151外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(ウ) (変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(エ) (変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後) 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

(4) 変更の年月日

(3)ア：平成27年2月1日

(3イ(ア)) : 平成27年 2 月 1 日

(3イ(イ)) : 平成30年 6 月14日

2 届出年月日

平成31年 2 月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課 (出雲市今市町70)

島根県告示第163号

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域（昭和49年島根県告示第251号）の一部を次のように改正し、平成31年 3 月17日から施行する。

平成31年 3 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

4 中「大田朝山インターチェンジ」を「出雲多伎インターチェンジ」に改める。

島根県告示第164号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成26年島根県告示第115号）の一部を次のように改正し、平成31年 4 月 1 日から施行する。

平成31年 3 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「
表松江市の項中

長者原団地	1,728円
-------	--------

 を
」

「

長者原団地	1,512円
-------	--------

 に改め、表浜田市の項中
」

「

汐入団地 4	1,728円
--------	--------

 を
」

「

汐入団地 4	1,512円
--------	--------

 に改め、表出雲市の項中
」

「

小山団地	1,836円
------	--------

 を
」

「

小山団地	1,620円
------	--------

 に、
」

「

大津団地	1,620円
------	--------

 を
」

「				
大津団地		1,404円		に改め、表益田市の項中
」				
「				
染羽団地		1,620円		を
」				
「				
染羽団地		1,404円		に、
」				
「				
吉田団地		1,728円		を
仙道団地		1,188円		
」				
「				
吉田団地		1,728円		に改め、表安来市の項中
」				
「				
臼井団地		1,836円		を
東臼井団地		1,728円		
」				
「				
臼井団地		1,620円		に改め、表隠岐郡西ノ島
東臼井団地		1,512円		
」				

町の項を削る。

島根県告示第165号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表浜田市の項中「0.93」を「0.92」に改め、表出雲市の項中

「				
天神	中層耐火構造4階建	昭和44	0.97	を
		平成5	0.98	
		平成7		
」				
「				
天神	中層耐火構造4階建	平成5	0.98	に、
		平成7		
」				

昭和45	0.95	を	昭和45	0.96	に、	昭和62	0.96 (第214号、第312号 及び第313号の住戸 にあつては、0.98)	を
昭和46			昭和46			昭和63		
			平成3					

昭和62	0.97 (第214号、第312号 及び313号の住戸に あつては、0.99)	に改め、表益田市の項中
昭和63		
平成3		

吉田	高層耐火構造 6 階建	平成15	1.00	を	
仙道	木造 2 階建	平成19			0.96
		平成20			

吉田	高層耐火構造 6 階建	平成15	1.00	に改め、表大田市の
----	-------------	------	------	-----------

項中	平成11	0.99	を	平成11	0.98	に改め、表江津市の項中
	平成12			平成12		
	平成13			平成13		
	平成18			平成18		

平成7	0.98	を	平成7	0.99	に改め、表鹿足郡津和野町の項中「0.91」
平成8			平成8		

を「0.92」に改める。

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定により平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第16条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により島根県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成31年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験期日及び時間

- (1) 「学科の試験」
(二級建築士試験)
平成31年 7月 7日 (日) 午前10時から午後 5時10分まで
(木造建築士試験)
平成31年 7月28日 (日) 午前10時から午後 5時10分まで
- (2) 「設計製図の試験」
(二級建築士試験)
平成31年 9月15日 (日) 午前11時から午後 4時まで
(木造建築士試験)
平成31年10月13日 (日) 午前11時から午後 4時まで

2 試験地及び試験場

- (1) 「学科の試験」
(二級建築士試験)
松江市 松江市学園南 1-2-1
島根県立産業交流会館 (くにびきメッセ)
(木造建築士試験)
松江市 松江市学園南 1-2-1
島根県立産業交流会館 (くにびきメッセ)
- (2) 「設計製図の試験」
(二級建築士試験)
松江市 松江市学園南 1-2-1
島根県立産業交流会館 (くにびきメッセ)
(木造建築士試験)
松江市 松江市学園南 1-2-1
島根県立産業交流会館 (くにびきメッセ)

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成30年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に限り行うことができる。

ア 受付期間

平成31年 4月 1日 (月) から同月15日 (月) まで

イ 受験申込方法

次の宛先(受付最終日の消印のあるものまで有効)に、必ず簡易書留で郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間及び受付時間

平成31年4月8日（月）午前10時から同月15日（月）午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者（過去に受験した二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。）は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。

また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。

ア 受付地、受付場所及び受付期間

松江市 松江市北田町35-3 建築会館3階

一般社団法人 島根県建築士会

平成31年4月18日（木）から同月22日（月）まで

イ 受付時間

午前10時から午後5時まで

ウ 受験申込方法

受験申込書は、上記受付地に設ける受付場所に申込者本人が直接提出すること。

4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成29年又は平成30年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、平成29年若しくは平成30年の試験（他の都道府県が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書又は平成29年若しくは平成30年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成31年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

5 受験票の交付等

受験票（受験番号及び試験場等を明記したもの）については、平成31年6月14日（金）（予定）に、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び合否の通知

合格者の発表日は次のとおりとし、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

(1) 二級建築士試験

ア 「学科試験」 平成31年8月27日（火）（予定）

イ 「設計製図の試験」 平成31年12月5日（木）（予定）

(2) 木造建築士試験

ア 「学科試験」 平成31年9月10日（火）（予定）

イ 「設計製図の試験」 平成31年12月5日（木）（予定）

7 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部等に掲示する。

8 その他

(1) 設計製図の課題は、平成31年6月12日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び一般社団法人島根県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

また、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第12号

平成31年4月7日行う予定の島根県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

平成31年3月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

平成31年3月21日

島根県選挙管理委員会告示第13号

平成31年4月7日行う予定の島根県知事選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

平成31年3月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

区画の数 6
